（農林物資規格調査会への諮問）

第四条　農林水産大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。

2　農林水産大臣は、日本農林規格の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果

（削る）

二　（略）

（削る）

2　原案作成機関は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、科学的知見に基づき、法第七条第二項及び第三項の規定に適合するように、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わなければならない。

3　原案作成機関は、日本農林規格の制定又は確認等の原案を作成したときは、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料（次条第二項第二号において「会議の報告書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止の場合には、その確認又は廃止をしようとする日本農林規格を原案とみなす。

（農林物資規格調査会への諮問）

第四条　農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について、広く一般の意見を求める手続を行つた上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。

2　農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　日本農林規格の制定等に関する計画に定められた当該制定又は確認等をしようとする日本農林規格の規格調査の結果

二　前条第三項の規定により提出された会議の報告書

三　（略）

3　前二項の規定は、法第八条第一項（法第九条において準用する場合を含む。第十四条において同じ。）の規定による申出に係る原案について準用する。この場合において、前項第二号中「前条第三項」とあるのは「第十四条」と、「会議の報告書」とあるのは「原案を作成する過程において開催した第十三条第二項の会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料」と読み替えるものとする。

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第十三条　法第四条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

第十四条　法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一　（略）

二　制定又は確認等をしようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別

三　（略）

四　当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要

五　制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第十三条　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

2　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、前項の原案を作成するに当たつては、利害関係を有する者をもつて構成する会議を設け、その意見を聴かなければならない。

3　法第八条第一項の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ当該原案の規格調査を行い、その結果を前項の会議に報告しなければならない。

第十四条　法第八条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一　（略）

二　制定又は確認等をしようとする農林物資の種類及び制定、確認、改正及び廃止の別

三　（略）

四　当該申出に係る原案の規格調査の結果

五　制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案を作成する過程において開催した前条第二項の会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料